

令和 7 年度宮城県産食品の海外新市場開拓業務 業務委託仕様書

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和 7 年度宮城県産食品の海外新市場開拓業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 業務の目的

県では、「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略」において、「水産物」「米」「牛肉」「いちご」「日本酒」「さつまいも」の 6 品目を「輸出基幹品目」に位置付け、輸出拡大に取り組んでいるところである。

しかし、県産食品については、東日本大震災以降、中国や韓国で継続されている禁輸措置に加え、令和 5 年 8 月に開始した福島第一原子力発電所からの ALPS 処理水の海洋放出の影響により、最大の輸出先であった香港でも水産物の禁輸措置が講じられたことから、これらの国・地域に替わる新たな海外市場の開拓が急務となっている。

このため、在外県人会の存在など歴史的に縁があり、親日で日本食の人気・需要が高い現状にありながら、未だ日本産食品の輸入量が少ないメキシコを新規有望市場に位置付け、宮城県産食品の販路開拓を行うもの。

令和 6 年度には、商談会や現地小売店及びレストランでのフェアにより、新たに 8 社 17 品目の商品の輸出が実現した。また、現地調査や現地小売店等でのアンケートにより、メキシコにおける日本産水産物や宮城県産品の需要や輸出可能性を把握することができたため、引き続き販路開拓を行い、今後更なるメキシコへの輸出拡大を図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

4 委託業務の内容

以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施すること。

（1）メキシコへの輸出商品数・輸出金額の増加

水産物及び水産加工品を中心に、宮城県産食品の輸出商品数及び輸出金額を増加させること。

受注者は、具体的な数値目標の達成に向けた業務の展開を図ること。

令和 7 年度数値目標	令和 6 年度実績
25 商品 2,000,000 円	17 商品 1,046,240 円

【取組事項】

イ 水産加工品を中心とした小売用商品の輸出数量及び金額の増加

宮城県内の事業者と連携し、水産加工品等小売り用商品の輸出数量及び金額を増加させること。

ロ 水産物を中心とした業務用商品の輸出強化

宮城県産水産物に加えて、日本酒や米等の業務用商品の輸出商品数及び輸出金額を増加させること。

(2) 宮城県産食品のメキシコへの輸出環境整備

県産食品をメキシコに継続的・安定的に輸出するための環境整備や事業者支援等を行うこと。

【取組事項】

イ メキシコ向け輸出に関する情報発信

県内の事業者に対し、セミナー等の開催やメキシコのバイヤー招聘による商談会等を通じて、メキシコ向け輸出の有望品目や、メキシコの食品輸入制度等についての情報発信を行い、輸出への取組を誘導すること。

なお、県内事業者への情報発信及び輸出誘導に当たっては、宮城県食品輸出促進協議会やジェトロ仙台等の関係機関と連携して実施すること。

ロ 県内事業者への輸出支援

メキシコへの商品の輸出を志向する県内事業者に対し、輸出に必要な手続き（認証取得）や、商品パッケージ・輸出ラベル作成等の支援を行うこと。

ハ 県産食品のメキシコ向け輸出バリューチェーンモデルの構築及び定着

県産食品を日本から直接メキシコに輸出するために、最適な商流及び物流を選定し、品質を保持しながら持続的に輸出するバリューチェーンモデルを構築し、定着を図ること。

(3) メキシコにおける宮城県産食品の認知度向上と販売促進

現地の実需者や消費者の県産食品に対する認知度を向上させ、集客から購買につながるような効果的な情報発信やプロモーションを展開すること。

【取組事項】

イ メキシコ国内における県産食品販売地域及び店舗の拡大

宮城県産食品の販路開拓に当たり、メキシコ国内における県産食品を複数地域又は複数店舗にて販売すること。

ロ 現地店舗におけるフェアの開催

メキシコ国内の小売店又は飲食店において、県産食品の2週間以上のフェアを2回以上開催し、10商品以上を販売すること。

また、フェアの開催に当たり、SNSを活用した情報発信や、県産食品のPRを行い、「MIYAGI STYLE」の手法により宮城県産日本酒の販路開拓をすること。

「MIYAGI STYLE」とは：

宮城県酒造組合が提唱する、日本酒の特徴的な香りと味の濃淡・柔らかさを数値に基づき分類し、それぞれに合う現地の料理とのペアリングをワイン文化のある海外に向けてPRするもの。※参考URL：<https://miyagistyles.jp/>

ハ アンケート調査の実施

フェアの来場者にアンケート調査を実施し、県産食品に対する需要や評価について分析を行うこと。

なお、分析結果は県内事業者フィードバックし、マーケットイン型の商品開発につなげること。

ニ メキシコ市場における日本産食品のニーズ調査

メキシコにおける最新の日本産食品のニーズや、品目ごとの主要ターゲット層とその嗜好性（用途、食べ方）等について調査・分析を行うこと。

なお、ニーズ調査は、現地の輸入商社、小売店、飲食店等を対象に、B to Bで実施すること。

（４）中南米地域のマーケット調査

宮城県産食品の販路開拓にあたり、中南米地域の新規有望国及び地域における日本産食品に関するマーケット調査を実施すること。

また、宮城県産食品の輸出可能性がある場合は、商流及び物流について検討すること。

【取組事項】

イ 中南米地域における日本産食品の販売状況や需要の調査

（３）と同様に、日本産食品のニーズや品目ごとの主要ターゲット層とその嗜好性（用途、食べ方）等について調査・分析を行うこと。

ロ 宮城県産食品の輸出の可能性（輸出可能品目）についての検討

宮城県産食品の輸出可能性がある場合には、輸出に向けた商流及び物流について検討すること。

（５）企画設計・調整

イ 本業務全体を適切に遂行するための計画書及びスケジュール並びに運営体制を整備し、明示すること。

ロ 本業務に関する生産者等からの問合せや要望に対応すること。

ハ 本業務全体の企画運営については、発注者と十分に連携しながら実施すること。

（６）成果物の提出

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに、実績報告書（任意様式）及び成果品を提出すること。

実績報告書は本業務で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から業務の効果を分析すること。

なお、実績報告書及び成果品は電子データで提出すること。

(7) その他本業務に関わること

イ 発注者への中間報告

中間報告を2回程度実施し、発注者に対して業務の進捗状況等を報告すること。

ロ 再委託について

委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的に業務を実施するために必要である場合は、県と協議のうえ、委託業務の一部を再委託することができる。

ハ 仕様の変更について

受注者は、やむを得ない事情が発生した場合や、業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することができる。

ニ その他、委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

5 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。